
新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書の
検討結果について
〔答申〕

平成16年3月

新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会

はじめに

三鷹市、調布市は、将来的にごみ処理施設の更新問題を抱えており、第3次三鷹市基本計画、調布市総合計画に基づき、両市協調のもと新ごみ処理施設整備を進めることとしています。

当委員会は、この新ごみ処理施設のあり方について、幅広く市民意見を求め、それを新ごみ処理施設整備基本計画に反映させることを目的に設置されました。

新ごみ処理施設整備にあたっては、両市の基本的な考え方でもある「環境と安全に徹底的に配慮した施設」を目指すことを念頭に、主に新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書の内容について検討を重ねてきました。

当委員会の中では、徹底したごみの発生抑制・資源化の取り組みや拡大生産者責任の追求、また、バイオガス化などに代表される今後発展が見込まれる処理技術等の導入の検討などに基づき、可能な限り焼却対象量を削減するという考え方が出されました。また、焼却処理については、環境への負荷や安全性に配慮することはもとより、処理過程により発生するエネルギーの効率的な活用、そして最終処分量ゼロを目指すことなどが検討されました。

これらの検討に際しては、地球レベルの環境保全を念頭に、三鷹市と調布市のほぼ全域が市街化区域という特性やごみ問題の現状を踏まえつつ、両市民にとって快適で安全な市民生活が後世に至るまで持続可能となるようにという配慮が貫かれてきました。

これまで、新ごみ処理施設整備にあたり、2年間余りに渡って検討委員会を15回、施設見学会を8回、勉強会を20回開催し、広範に渡る熱心な検討が展開されました。また、広く市民の意見を聴取することを目的にシンポジウムを2回開催しました。まだまだ議論が尽くせない部分がありますが、現時点の検討結果を以下のとおりまとめましたので報告いたします。

平成16年3月23日

新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会
委員長 古市 徹

« 目次 »

答申にあたって ······ 1

答申の見方 ······ 2

[答 申]

施設規模について ······ 3

処理方式について ······ 4

事業方式について ······ 6

コミュニティ機能について ······ 8

適地選定手法について ······ 9

【添付資料】

(1編)

- ・これまでの検討経過
- ・検討委員名簿
- ・検討委員会検討内容一覧
- ・見学施設一覧
- ・シンポジウムの開催概要

(2編)

- ・検討委員会議事録
- ・シンポジウムまとめ

答申にあたって

新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書は、三鷹市と調布市の共同処理を前提としていることから、当委員会においても両市の共同処理を議論の前提と位置づけ、検討を進めてきましたが、広く市民の声を聴取することを目的とした第1回シンポジウムの中で、両市の共同処理の是非等についての意見が寄せられました。また、両市長の交代により再度共同処理についての確認が必要となりました。

当委員会では、新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書に基づき検討することを諮問された組織であることから、共同処理については、一般的な単独処理と共同処理の比較評価の確認に留め、その是非については、当委員会での検討の対象外としました。これにともない、共同処理の明確な方針が確認されるまでは、新ごみ処理施設の整備についての検討は、共同処理を1つの代替案として進めることとしました。

しかし、第2回シンポジウムの中で、再度、両市の共同処理のあり方についての意見が寄せられました。当委員会としても答申を行うに際し、この代替案の検討が意味を持ち、今後の両市の計画へどう活かされるかが懸念されました。そこで、最終的に両市長に確認した結果、共同処理を行うとの明確な方針が示されましたので、あらためて当委員会も新ごみ処理施設の整備については、前提条件として共同処理を行うとした代替案を検討対象とすることを確認しました。その上で、共同処理を前提とした検討結果をまとめております。

今後は、新ごみ処理施設整備基本計画の策定にあたり、当委員会の答申を踏まえ、適正な情報公開のもとで、市民の十分な理解を求めて最終決定することを要望します。

答申の見方

答申の見方は、以下のとおりです。なお、本答申にあたっては、素案と比較対照できるように、表記しています。

【テーマです。】

答申の見出しだす。

答申の内容です。

また、審議中委員より次の意見が出たので、付記する。

- (1)
- (2) 委員会で出た主な意見です。
- (3)

○ 新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書の内容 (P)

【 】

新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書の内容です。

【施設規模について】

新ごみ処理施設の施設規模は、現時点では 310 t/日程度とする。

施設の規模は、実現可能な限りごみの減量、資源化を図り、必要最小限に抑えるものとすること。

- ①具体的には、各市で策定されているごみ処理基本計画（三鷹市は、「ごみ処理総合計画 2010」、調布市は、「ごみ管理基本計画」）において設定している減量・資源化目標の達成値を前提として規模を算出すること。
- ②今後、積極的に減量施策、資源化施策を推進することにより、焼却対象のごみ量が減少すると予想されることから、施設規模は、整備計画書を作成する段階で、再度、規模縮小についての見直しを行うこと。

また、審議中委員より次の意見が出たので、付記する。

- (1) 三鷹市、調布市の公衆衛生の維持という目的を果たすことを原則とし、両市から排出される焼却対象のごみが適正に処理できる規模とすること。
- (2) ごみの減量、資源化対策としては、特に、「拡大生産者責任の追求」、「生ごみ対策」、「事業系ごみ対策」、「啓発活動の強化」を重点的に進めること。
- (3) バイオガス施設について調査を進め、新ごみ処理施設整備基本計画策定の段階で実現可能か再度検討すること。また、バイオガス施設を設置する場合は、新ごみ処理施設の規模を見直すこと。
- (4) 将来人口の見直しも踏まえ、今後の詳細な最新データを用いたごみ量の見通し等により、新ごみ処理施設の規模を見直すこと。
- (5) 検討結果を、経過を含め、情報公開すること。

○ 新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書の内容 (P11-1)

【新ごみ処理施設の施設規模は、320 t / 日程度とする。】

両市の人口やごみ排出量をもとに算出すると約 320 t / 日程度となる。

ただしこの施設規模は、現段階での長期の予測値から検討した結果の数値であり、施設の建設開始時までには、ごみの質や量が変動する可能性も考えられるので、今後さらに一定の検討を加えていくことが必要である。

【処理方式について】

新ごみ処理施設の処理方式は、最終処分量ゼロを目指し、環境と安全に徹底的に配慮した方式とする。

施設の処理方式は、環境と安全に徹底的に配慮した施設とすることとし、継続調査を行い、その上で両市に適した処理方式を慎重に選択すること。

- ①新しい最終処分場の確保が困難なため、最終処分量を極力削減できる処理方式を選択すること。
- ②ガス化溶融炉は環境面や省資源性に優れるという評価結果があるが稼動実績が少ない。一方、ストーカ炉は歴史が長く、稼動実績が多いため信頼性が高い。両方式ともに近年改善が進められており、今後の動向を継続的に調査すること。
- ③処理方式検討の際には、生ごみ処理の一つであるバイオガス施設の調査を進め、新ごみ処理施設整備基本計画策定の段階で実現可能か再度検討したうえで、処理方式の選択を行うこと。

また、審議中委員より次の意見が出たので、付記する。

- (1) 周辺住民の健康に十分に配慮し、より安全性に優れた施設とすること。また、排気、排水対策を含め、より環境負荷が小さくなる処理方式とすること。これらを踏まえ、将来における安定したごみ処理が可能なシステムで、信頼性に優れた処理方式を選択すること。
- (2) 両市の全域が市街化区域(河川敷を除く)で人口集中地区であるという立地条件を踏まえ、安全性に十分配慮した処理方式を選択すること。また、ごみの減量、資源化を推進するなかで、ごみの特性等を的確に把握し処理方式を選択すること。
- (3) 効率が良く、経済性・安全性に優れ、財政的に負担の少ない処理方式を選択すること。
- (4) エネルギー及び資源の有効利用に努め、地球にやさしい処理方式を選択すること。
- (5) ストーカ炉も事故が起きているが、ガス化溶融炉は、発展途上の技術であり、事故の発生率が高いことが懸念されることから、市街地に整備することに不安を感じるため、詳細に調査すること。
- (6) 溶融スラグ及びエコセメントの安全性や市場の状況を踏まえ、処理方式を選択すること。
- (7) 検討結果を、経過を含め、情報公開すること。

○ 新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書の内容（P11-2）

【新ごみ処理施設の処理方式は、ガス化溶融炉などを中心に検討する。】

- ガス化溶融炉を採用することで得られるメリットは以下のとおりである。
- ・高温で溶融を行うことから、ダイオキシン類等の有害物質がほとんど発生せず、環境負荷が低減する。
 - ・焼却に伴って発生する熱エネルギーを利用し、発電を行うなど省エネルギー性に優れている。
 - ・処理の過程で回収する金属類、処理後に生成する溶融スラグは、いずれも有効利用が可能であり、省資源性に優れている。
 - ・また、副産物のほとんどをリサイクルできるため、最終処分量は少ない。
 - ・経済性に優れ、他の方式よりも、ライフサイクルコストが低い。

なお、ガス化溶融炉は現時点における最新の技術方式であるため、先行するガス化溶融施設の実績や技術革新の動向を踏まえながら、今後さらに検討を進めていく必要がある。

【事業方式について】

新ごみ処理施設の整備・運営は、厳正な運用を前提として、公設公営方式とPFI方式の比較調査を行い、PFI方式の導入の可能性を検討する。

施設の整備・運営は、専門的な機関の協力のもと、公設公営方式とPFI方式についての比較調査を実施すること。

①事業方式は、これまで公設公営方式で実施してきた。一方PFI方式も、民間企業との適正なリスク分担や行政、市民、学識経験者、専門的な機関等の適正な監視が行われれば、有効な方式と考えられることから、公設公営方式とPFI方式の比較調査を行い、PFI方式の導入の可能性を検討すること。

また、審議中委員より次の意見が出たので、付記する。

- (1) PFI方式を採用するとすれば、以下の点に配慮すること。
 - ①明確なリスク分担が行われ、行政、住民、学識経験者等が一体となった監視を確実に実行できる体制とすること。
 - ②産業廃棄物等を処理しない契約とすること。
 - ③PFIに関するわかりやすい説明や稼動状況等の情報を将来にわたり公開すること。
- (2) PFI方式は、経済効率が優れるとされているが、あらためて公設公営方式とPFI方式を比較し、本当に公設公営方式がコスト高となるのか調査すること。
- (3) ごみ処理施設等の公共性の高い施設において、経済効率を求めるPFI方式は不適切である。また、PFI方式は、安全と環境に配慮した運営を行うことは困難であり、競争原理も働かないと考える。したがって、公設公営方式が妥当と考える。
- (4) 検討結果を、経過を含め、情報公開すること。

○ 新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書の内容（P11-3）

【新ごみ処理施設の整備・運営は、PFI方式などを中心に検討する。】

PFI方式には以下のような特徴がある。

- ・施設運営者（民間事業者）の技術的対応能力が高く、安全で環境性の高い運転が期待できる。
- ・民間事業者が事業を実施し、公共が事業監視のシステムを構築することで、より明確な事業の監視を行うことが期待できる。
- ・公設公営方式に比べ、ライフサイクルコストが低くなることが期待できる。

なお、事業方式については、他市町村におけるPFI方式の導入状況、及び両市の財政状況等についても勘案しながら、最終的な事業方式を判断する。

【コミュニティ機能について】

「環境学習機能」と「ふれあい機能」が充実した総合施設とする。

施設のコミュニティ機能は、市民が自ら学ぶ場を提供する「環境学習機能」と市民に快適さと憩いの場を提供する「ふれあい機能」を併せ持たせるものとすること。

- ①特に、「環境学習機能」については、啓発活動の強化の上で重要であると考えられることから、充実した内容とすること。
- ②コミュニティ機能は、建設する場所と密接に関わる内容があり、建設候補地を決定した後、具体的な施設の内容を検討すること。

また、審議中委員より次の意見が出たので、付記する。

- (1) コミュニティ機能を検討する際には、十分な緑地の確保も含めて検討すること。また、市民の健康で安全な生活の増進を念頭におき検討を進めること。
- (2) 余熱の利用、環境学習機能・ふれあい機能の確保は必要であると考えるが、併設するコミュニティ施設は、処理施設との費用のバランスを考慮し、処理施設の充実を優先させること。
- (3) 具体的な施設内容の検討を行う際には、住民参加のもとで進めること。
- (4) 検討結果を、経過を含め、情報公開すること。

○ 新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書の内容 (P11-5)

【「環境学習機能」と「ふれあい機能」が充実した総合施設とする。】

環境学習機能とは、地球環境問題や市民にとって最も身近なごみ問題に関する事項について学ぶことのできる機能である。ふれあい機能とは、全ての市民が、楽しみながら健康増進や世代を超えた付き合いができる機能である。

なお、施設内容については、市民のニーズの把握に努めながら、今後具体的な検討を行っていくこととする。

【適地選定手法について】

新ごみ処理施設の適地選定手法は、実現可能性の観点から選んだ複数の検討対象地の中から、絞り込むための相対比較項目で評価し、建設候補地を決定する。なお、選定結果は、選定経過を含め公表し、市民の理解を得ることとする。

適地の最終決定については、三鷹市、調布市に一任することとなるが、適地選定作業にあたっては透明性が重要であることから、適地選定結果については、選定経過を含め公表し、市民の理解を得ること。

①検討対象地の抽出について

計画目標年次までに新ごみ処理施設を整備するためには、実現可能性の視点が必要である。検討対象地については、公共の土地または売却が確認された民有地の中から、建設に必要な面積の土地および大型車両が通行可能な道路から近い土地を抽出した。なお、土地の抽出にあたっては、「学校や研究所など現に多くの人が利用している土地」、「地域の特性を生かした特殊な利用を行っている特殊公園」、「都市の防災機能の向上に資する遊水池」は避けることとした。

その検討結果は、添付資料に検討対象地一覧として整理している。

②建設候補地として絞り込むための相対比較について

素案において削除した「周辺諸施設との距離」及び「騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性」を、相対比較項目に加えることを検討すること。また、「住居密集割合」を新たな相対比較項目として追加することを検討すること。

また、素案では両市の特徴を踏まえ「公園、緑地は望ましくない」を評価項目としているが、公園、緑地は土地利用の現況の一形態であることから「土地利用の現況」に含めること。

<実現の可能な検討対象地の抽出項目>

- ・土地面積が2ha以上確保できること。
- ・大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。
- ・現在の土地の所有者が公共であること。
- ・学校や研究所など現に多くの人が利用している土地は避けること。
- ・地域の特性を生かした特殊な利用を行っている特殊公園は避けること。
- ・都市の防災機能の向上に資する遊水池は避けること。

<建設候補地として絞り込むための相対比較項目>

- ・土地利用の現況
- ・土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性
- ・地形・地質
- ・将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性
- ・用地取得の実現性
- ・収集運搬の距離
- ・周辺他施設における車両通行状況
- ・関連施設との距離（粗大ごみや資源ごみ関連施設）
- ・建築物形状への制約の有無
- ・周辺諸施設との距離
- ・騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性
- ・住居密集割合
- ・他市町村との距離関係
- ・両市の位置関係

また、審議中委員より次の意見が出たので、付記する。

- (1) 土地の面積については、処理方式が明確になった時点で再度検討を行うこと。その場合、検討対象地が増減する可能性もある。

- (2) 検討対象地を抽出するために用いた項目は、検討対象地抽出後に、建設候補地として絞り込むための相対比較項目と同様に評価項目とすること。
- (3) 候補地は複数提示し、その複数候補地それぞれにおいて、周辺地域への影響調査を実施すること。
- (4) 適地選定手法の検討は、2市共同で一箇所に造ることを前提として議論を進めたことを明記すること。
- (5) 建築物の形状は、技術的に対策が可能であり、調査項目から外すこと。
- (6) 客観的な評価ができるよう、可能な限り定量的に評価すること。

○ 新ごみ処理施設整備基本計画案報告書の内容 (P11-4)

【新ごみ処理施設の建設候補地の案は、ふじみ衛生組合用地とその周辺の用地とする。】

ステップ1 必須項目による検討

- ・土地面積が2ha以上確保できること。
- ・一定の幅のある道路からの距離が短いこと。
- ・現在の土地の所有者が公共であること。

ステップ2 一般論に基づく相対項目による検討

- ・土地利用の現況
- ・土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性
- ・地形・地質
- ・将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性
- ・用地取得の実現性
- ・収集運搬の距離
- ・周辺他施設における車両通行状況
- ・関連施設との距離（粗大ごみや資源ごみ関連施設）
- ・建築物形状への制約の有無

ステップ3 両市の特徴を踏まえた評価項目による検討

- ・公園、緑地は適地として望ましくない。
- ・利用度の高い公共施設は適地として望ましくない。
- ・他市町村との境界に近い場所は適地として望ましくない。
- ・両市の境界に近い場所が適地として望ましい。

ステップ4 建設候補地の選定

- ・ふじみ衛生組合用地とその周辺の用地

今後、市民、有識者及び行政が参加する委員会を設置し、同委員会において適地選定の方法（適地選定の基本的な考え方や手順を含む）について承認を行う。実際の建設候補地の選定については、承認された選定方法に基づいて、行政が市民に十分な理解を求めて最終決定していくこととする。